

徳島県規則第四十号

徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

徳島県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年徳島県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号水中「第七十八条第一項」を「第七十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。